

教義第506号
教特第269号
教体第684号
教人第765号

令和3年（2021年）8月24日

各市町村教育長 様

熊本県教育長

市町村立学校における夏季休業明け始業時の新型コロナウイルス感染症対策の徹底について（通知）

このことについては、令和3年（2021年）8月19日付け教義第495号、教特第258号、教体第658号（以下「前回通知」という。）で通知したところですが、全国的に新規感染者数が急速に増加しており、本県においても、これまでに経験したことの無い感染拡大の局面を迎えています。また、感染力が強いといわれるデルタ株による最近の感染者数の増加に伴い、教職員及び児童生徒等の感染者数についても増加しています。

一方、学校は、学習機会と学力を保障する役割のみならず、全人的な発達・成長を保障する役割や居場所・セーフティネットとして身体的、精神的な健康を保障するという福祉的な役割を担っています。

つきましては、前回通知の「別紙1」「別紙2」を活用して学校や家庭における感染拡大への危機感を共有し、学校や家庭での感染症対策の徹底を図りながら、児童生徒等の学びの保障や心身への影響等の観点から学校における教育活動を継続するとともに、下記の事項について、貴管下の各公立幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校及び特別支援学校に対して周知及び指導をお願いします。

なお、今後のまん延状況等により、対応の変更等が必要となった場合は、別途通知します。

記

1 夏季休業明け始業時の対応について

地域の感染状況や学校の実情に応じて、始業日の延期、時差登校や時間短縮等について適切に対応すること。

（時差登校の例）小学校において、A地域は午前8時30分、B地域は午前9時30分に始業

中学校において、3年生は午前8時30分、2年生は午前9時、1年生は午前9時30分に始業

（時間短縮の例）小学校において、45分授業を40分授業に変更し、給食後に下校

2 学びの保障について

出席停止等により、やむを得ず学校に登校できない児童生徒等が、学習に著しい遅れが生じることのないよう、登校しない日の家庭学習については、各学校の教育課程に基づいた課題を課すことやオンライン等による学習支援を行うなど適切に対応すること。

（別添の「オンライン等による学習の対応について」も参照すること。）

3 教育活動上の留意事項について

(1) 対面で行う授業等の対応

ア 各教科等において、感染症対策を講じてもなお感染のリスクが高い学習活動（『学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～（2021.4.28 Ver. 6）』P54参照）は行わないこと。

イ 特別支援学校における職業に関する教科の実習等については、令和2年（2020年）9月2日付け教高第658号「新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた職業に関する教科の実習等に関するQ&Aについて（通知）」で示されている感染症対策を再確認し、指導にあたっての参考とすること。

(2) 学校行事等の対応

校外における活動は、地域の感染状況等を踏まえ、感染症対策の確実な実施や保護者などの理解・協力を前提に、検討を行うこと。

また、校内における学校行事等についても、中止または延期、縮小を含め、学校や地域の感染状況等も踏まえ、実施の可否を慎重に判断すること。

特に、始業式等については、放送やオンライン等での実施を検討し、体育館等で一堂に会する場合は、人と人との距離の確保等、感染防止対策を徹底すること。

体育大会・運動会を実施する場合は、半日開催や無観客開催、児童生徒等が密集する活動、近距離で組み合ったり、接触したりする活動を控えたプログラム設定を検討するなど感染症対策に万全を期すこと。

(3) 部活動の対応

9月12日（日）まで、部活動は原則中止とすること。

ただし、公式大会に参加する部活動に限り、大会2週間前から必要最小限の日数、時間及び人数で行うことができる。

なお、その際、児童生徒本人と保護者の意向を十分に確認して、同意を得た上で活動し、参加を強制することがないように配慮すること。

また、分散登校で登校日ではない児童生徒が、部活動のためだけに登校して活動することがないようにすること。

4 登校が不安な児童生徒等への対応

児童生徒等や保護者が、感染が不安で保護者から休ませたいと相談があった場合は、令和3年（2021年）7月2日付け教体第443号の出席停止の基準に基づき、校長が必要と認める期間を出席停止にするなどの柔軟な取扱いもできるものとする。

5 教職員の新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種

新型コロナウイルスワクチンは、発症を予防する効果が高く、また、重症化を抑制することが期待されることから、県内各市町村において接種が進められていることを踏まえ、教職員に対してワクチン接種の趣旨を周知するとともに、接種を希望する教職員が早期に接種できるよう配慮すること。

6 その他

本通知及び前回通知の内容を遵守し、3つの対策（1 家庭での対策、2 学校生活での対策、3 部活動での対策）の徹底を図ること。